



▶オレンジリボン…「子どもを虐待から守り、虐待を受けた子が幸福になれるように」という願いを込めた児童虐待防止のシンボルです。



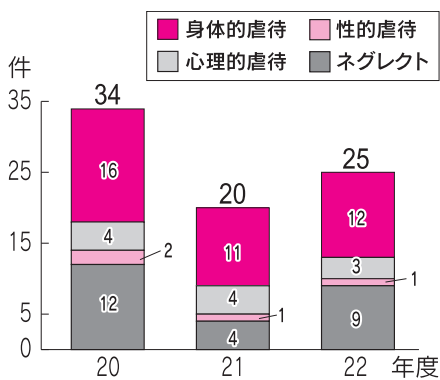
新聞やテレビでは児童虐待による痛ましい事件が毎日のように報じられています。子どもの体や心を傷つけ、健やかな成長や発達を損なってしまう児童虐待は、家庭だけでなく地域社会全体での解決に臨むことが必要となっています。

今月は児童虐待防止推進月間です。この機会に、地域で子どもを守り、育てていくために何ができるのかを考えてみましょう。

▶問合せ先…家庭児童支援課要保護児童担当

特集 この笑顔を守りたいから

— 児童虐待防止推進月間 —



▲要保護児童(被虐待児童)の数
20~22年度/西尾市(旧幡豆郡を除く)

※通告の義務：虐待を受けたと思われる児童を発見した者は市の担当課や児童相談所に通告しなければならないという義務。虐待の事実がなくても、通告者の責任は問われない。

厚生労働省の発表によると、22年度に全国の児童相談所へ寄せられた虐待に関する相談件数は約5万5千件。この相談件数は年々増加傾向にあります。これは、児童虐待が社会的に認知され、通告の義務(※)の周知が行きわたってきたため、これまで隠れていた虐待が表面化したからだと言われています。西尾市で児童虐待の通告を受けた児童の数は22年度で25人。通告された子や、まだ虐待が発覚せずに保護されていない子など、助けを求めている子どもたちが身近にいるということを、私たちは重く受け止めるべきでしょう。

虐待の現状は

虐待のサインは“不自然さ”

虐待を受けている子どもは、助けを求めるさまざまなサインを出しています。共通するのは不自然さ。サインに気付いたら、ためらわずにご連絡ください。

- ・不自然な外傷（やけど、打撲など）がある、傷について尋ねても不自然な説明をする
- ・親がいるとおどおどするなど、不自然な行動をする
- ・食事に対して異常な執着を示す、極端な栄養障害がある
- ・無表情や大人の機嫌を取るような表情をする
- ・不潔な服や季節に合わない服を着ている など

虐待の種類

身体的虐待



- ・殴る、蹴る
- ・突き飛ばす
- ・激しく揺さぶる
- ・戸外に長時間締め出す
- ・タバコの火を押し付ける
- ・熱湯をかける など

心理的虐待



- ・言葉で脅す
- ・罵声を浴びせる
- ・自尊心を傷つける言動をする
- ・無視する
- ・兄弟姉妹と差別する
- ・夫婦間の暴力を目撃させる など

性的虐待

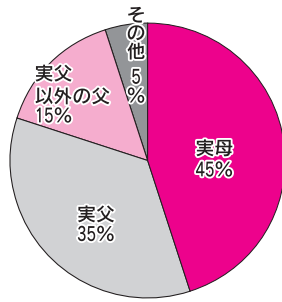


- ・子どもにわいせつな行為をする
- ・性的行為を強要する
- ・性的な被写体にする
- ・性器や性交をみせる など

ネグレクト(養育の放棄)



- ・適切な衣食住の世話をしない
- ・病気でも病院へ連れて行かない
- ・乳幼児を家に残して外出する
- ・学校へ行かせない
- ・家に閉じ込める など



▲虐待者の割合
22年度/西尾市
(旧幡豆郡を除く)

22年度の市の調査で「虐待者の約半数が実母」という結果が出ています。これは市だけでなく、全国的にも同様の結果となっています。

妊娠・出産を終えた後、疲れを癒やす間もなく24時間体制で行う育児は、世界一大変な仕事とも言われています。さらに、核家族化や1人親世帯の増加、地域とのつながりの希薄化により、ストレスを軽減したり悩みを相談したりする相手が身近にいないことで、虐待をしてしまうと考えられます。

虐待者の半数が実母

虐待は特別な人の問題ではない

支援は周囲の方の気付きから

虐待は「好んで暴力をふるう鬼のような親と、かわいそうな子ども」という構図のものではなく、子どもも親も助けを必要としています。しかし、子どもからはうまく伝えられなかったり、親も自分が虐待している（かもしれない）

虐待は、特別な人が引き起こすものではありません。人は誰でも、いら立ったり感情的に行動したりしてしまう時があるものです。また、しつづけるつもりで無意識に虐待をしてしまうということもあります。

子育てに悩んだり、自分の行為が虐待ではないかと心配になったりしたら、周囲の人や相談窓口相談してみよう。子育てで誰かに頼ることは、恥ずかしいことはありません。

「完璧」を目指さないで

子育てでは、時には悩みながら行っていくものです。「100点満点」の育児はありません。完璧を目指して自分を追い込んだりせず、失敗することがあっても「こういうこともあるんだ」と力を抜いてみましょう。それが、一番大きな虐待防止策です。

い）と周りに話すことをためらったりして、助けを求められないことが多々あります。

問題を抱える家族のSOSに伝えるためには、地域の方の「気付き」が重要です。虐待防止で大切なのは早期発見・早期対応。虐待かどうか確信が持てなくても、勇気を出して「あの家族が心配」と声を上げることが、支援の手を差し伸べるきっかけとなるのです。子どもとその家族の笑顔を守るため、「虐待かも」と思ったためらわずに連絡しましょう。

育児に悩んだら…
家庭児童支援課（市役所4階） ☎56・3113
家庭児童相談室 午前9時30分～午後4時 ☎56・0324
子育て支援センターやつおもて 午前8時30分～午後5時 ☎57・2602
西尾市保健センター 午前8時30分～午後5時 ☎57・0661
吉良保健センター 午前8時30分～午後5時 ☎32・3001

虐待かなと思ったら…
家庭児童支援課（市役所4階） ☎56・3113
西三河児童・障害者相談センター ☎0564・27・2779
児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570・064・000